

議案第 1 1 号

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに応じた施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、行政組織を改編するとともに、事務の移管のほか、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市事務分掌条例(平成 14 年羽曳野市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「市長公室」を「政策企画部」に改め、同条第 6 号中「市民人権部」を「市民生活部」に改め、同条第 7 号を削り、同条中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

第 3 条(見出しを含む。)中「市長公室」を「政策企画部」に改め、同条第 4 号から第 6 号までを削り、同条中第 7 号を第 4 号とし、第 8 号から第 10 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同条に次の 4 号を加える。

- (8) 電子計算組織に関する事。
- (9) 情報化政策に関する事。
- (10) まちの成長並びに魅力の創造及び向上に関する事。
- (11) 広報に関する事。

第 4 条第 15 号及び第 16 号を次のように改める。

- (15) 職員の人事及び研修に関する事。
- (16) 職員の給与及び福利厚生に関する事。

第 7 条(見出しを含む。)中「市民人権部」を「市民生活部」に改め、同条第 7 号を同条第 6 号とし、同条に次の 5 号を加える。

- (7) 地域経済及び商工に関する事。
- (8) 労働に関する事。
- (9) 消費生活に関する事。
- (10) 環境保全に関する事。
- (11) 公害、生活環境及びまちの美化に関する事。

第 8 条を削る。

第 9 条に次の 2 号を加え、同条を第 8 条とする。

- (6) 農林に関する事。

(7) 緑化に関すること。

第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市事務分掌条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>政策企画部</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>市民生活部</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(<u>政策企画部の事務</u>)</p> <p>第 3 条 <u>政策企画部</u>においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 電子計算組織に関すること。</u></p> <p><u>(9) 情報化政策に関すること。</u></p> <p><u>(10) まちの成長並びに魅力の創造及び向上に関すること。</u></p> <p><u>(11) 広報に関すること。</u></p> <p>(<u>総務部の事務</u>)</p> <p>第 4 条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p><u>(15) 職員の人事及び研修に関すること。</u></p> <p><u>(16) 職員の給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p>第 5 条・第 6 条 省略</p> <p>(<u>市民生活部の事務</u>)</p> <p>第 7 条 <u>市民生活部</u>においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 省略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設ける。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>市長公室</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>市民人権部</u></p> <p><u>(7) 都市魅力部</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(<u>市長公室の事務</u>)</p> <p>第 3 条 <u>市長公室</u>においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 広報に関すること。</u></p> <p><u>(5) 職員の人事及び研修に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員の給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p>(<u>総務部の事務</u>)</p> <p>第 4 条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p><u>(15) 電子計算組織に関すること。</u></p> <p><u>(16) 情報化政策に関すること。</u></p> <p>第 5 条・第 6 条 省略</p> <p>(<u>市民人権部の事務</u>)</p> <p>第 7 条 <u>市民人権部</u>においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(7) 省略</u></p>

- (7) 地域経済及び商工に関すること。
- (8) 労働に関すること。
- (9) 消費生活に関すること。
- (10) 環境保全に関すること。
- (11) 公害、生活環境及びまちの美化に関する  
こと。

(土木部の事務)

第8条 土木部においては、次に掲げる事務を所管する。

- (1)～(5) 省略
- (6) 農林に関すること。
- (7) 緑化に関すること。

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

(都市魅力部の事務)

第8条 都市魅力部においては、次に掲げる事務を所管する。

- (1) まちの魅力の創造及び向上に関する  
こと。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 地域経済及び商工に関すること。
- (4) 労働に関すること。
- (5) 消費生活に関すること。
- (6) 環境保全に関すること。
- (7) 公害、生活環境及びまちの美化に関する  
こと。
- (8) 農林に関すること。
- (9) 緑化に関すること。

(土木部の事務)

第9条 土木部においては、次に掲げる事務を所管する。

- (1)～(5) 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略